

ご契約者様へ

平成22年度税制改正に伴い、「ご契約のしおり一定款・約款」に記載しております生命保険料控除に関する内容を変更しております。

つきましては、ご一読のうえ、「ご契約のしおり一定款・約款」とあわせて保管いただきますようお願いいたします。

対象のしおり種類	該当ページ		
	ページ番号	項目番号	項目内容
生きるチカラ	P110	24	生命保険と税金について －生命保険料控除について
生きるチカラ(契約分割による保険契約一部転換制度用)	P106	24	
終身保険	P112	25	
年金保険	P 88	24	
養老保険、暮しの保険	P 85	23	
メロディー、BIG・YOU	P 73	21	
こどもの保険	P 55	22	
定期保険	P 76	24	
定期保険(医療保障プラン)	P 46	14	
新増定期保険50Ⅱ	P 52	20	
がん保険	P 45	17	
総合医療保険	P 73	20	
医療保障保険(個人型)	P 31	16	
年金保険(銀行窓販用)	P 56	22	
定期保険(銀行窓販用)	P 52	22	

※該当ページの次の項目については、記載の変更はありません。

- 生命保険料控除の対象となるご契約
- 生命保険料控除の対象となる保険料
- 生命保険料控除のお手続き（生命保険料控除額の記載以外の項目）
- 生命保険料控除証明書は次のとおり送付いたします。

○平成22年度税制改正により、契約日が平成24年1月1日以降のご契約については、改正後の生命保険料控除制度が適用されます。改正後の生命保険料控除は、現行の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除に加え、介護医療保険料控除に区分されます。

※契約日が平成23年12月31日以前となる場合は、「ご契約のしおり一定款・約款」に記載の生命保険料控除が適用されます。ただし、平成24年1月1日以降に契約転換や特約の更新等の保障内容の見直しが行われた場合は新制度が適用されます。

■生命保険料控除の区分

保険契約によって適用される生命保険料控除の区分が異なります。

保険契約		適用される生命保険料控除
主契約	特約	
終身保険 養老保険 生存給付金付定期保険 こども保険 定期保険 新増定期保険 がん保険	定期保険特約 生活保障特約 新生存給付金付定期保険特約 3大疾病保障定期保険特約 再発3大疾病保障定期保険特約 疾病障がい保障定期保険特約 介護保障定期保険特約	一般生命保険料控除
総合医療保険 医療保障保険（個人型）	総合医療特約 新がん入院特約 重度疾病保障特約 新入院医療特約 α こども新入院医療特約 α 通院特約 α	介護医療保険料控除
年金保険 *	—	個人年金保険料控除
—	特定損傷特約 災害割増特約 新傷害特約 新災害入院特約 α こども新災害入院特約 α	（生命保険料控除の対象外）

* 個人年金保険料税制適格特約が付加されている年金保険をいいます。個人年金保険料税制適格特約が付加されていない場合は、一般生命保険料控除が適用されます。

■生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、所得から控除されます。

〔所得税の生命保険料控除額〕

年間正味払込保険料	控除される金額 *
20,000 円以下のとき	全 額
20,000 円をこえ 40,000 円以下のとき	正味払込保険料 \times 1/2+10,000 円
40,000 円をこえ 80,000 円以下のとき	正味払込保険料 \times 1/4+20,000 円
80,000 円をこえるとき	一律 40,000 円

* 各生命保険料控除の合計適用限度額は、合計12万円となります。

〔住民税の生命保険料控除額〕

年間正味払込保険料	控除される金額 *
12,000 円以下のとき	全 額
12,000 円をこえ 32,000 円以下のとき	正味払込保険料 \times 1/2+6,000 円
32,000 円をこえ 56,000 円以下のとき	正味払込保険料 \times 1/4+14,000 円
56,000 円をこえるとき	一律 28,000 円

* 各生命保険料控除の合計適用限度額は、合計7万円となります。